

日本共産党の中嶋廉です。まず原発問題について知事に伺います。

大綱一点目は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓と「安全神話」についてです。福島第一原発事故を調査した国会事故調は、「日本の原発は、いわば無防備のまま、三・一一の日を迎えることとなった」と報告しました。原発を推進した勢力が、制御棒の脱落などにより核分裂反応をコントロールできなくなる反応度事故がおこること、細管破断で冷却剤を失って冷却できなくなれば核燃料が溶融して重大事故に至ること、使用済み核燃料や高レベル放射性廃棄物を処理する方法がない、などの軽水炉原発の欠陥を知らながら、安全だと宣伝して運転し、事故を引き起こしたからです。

また一九六〇年、当時の科学技術庁が原子力産業会議に原発事故の可能性と損害額を試算させたことがあります。損害額が国家予算の約二倍。気象条件によっては死者七百二十人、放射能障害者五千人、放射能被害による要観察者は千三百万人に達するという、すさまじいものでした。原発事故被害の巨大さを知った原発推進勢力は、報告書の存在をヒタ隠しにした一方で、原子炉メーカーの製造責任を免責して電気事業者だけが責任を負う「責任集中制」、電気事業者にも賠償責任の上限を設ける「制限責任制」など、責任逃れの仕組みをつくって原発を推進しました。

福島第一原発事故のあと、中部電力の社員が「放射能の直接的な影響で亡くなった人は一人もいない」と発言し糾弾されましたが、その後も放射能による急性障害がおきていないことを、ことさらに持ち出す議論があります。一九八四年の外務省の極秘研究でも、原子炉格納容器がテロなどで破壊される最悪シナリオで、急性被ばくによる死者が一万八千人に達すると試算されていました。

知事に伺います。原発事故で急性被ばくによる死亡者が出る可能性は排除できず、被害の巨大さを軽視することは許されないと思いますが、いかがでしょうか。原発事故被害には、空間的・時間的にどこまでも広がる異質性がありますが、知事の認識をお答えください。

原発の立地選考が、プレートテクニクス理論が知られる以前に進められたため、耐震指針も津波想定もない状態で原発の運転が始まり、その後も地震・津波対策は電気事業者により先送りされ続けました。

二〇〇四年のスマトラ沖大地震による大津波でインドのマドラス原発が被災したあと、地震・津波により原発が全電源を喪失して重大事故に至るおそれがあることが、国会で繰り返し警告されました。放置できなくなった当時の経済産業省原子力安全・保安院は、各電力会社の技術者を集めて勉強会を開き、東京電力も東北電力も、敷地高を一メートル上回る津波が襲ったら「全電源喪失になる」というレポートを提出しましたが、原子力安全・保安院は何の指示もせず、電気事業者も対策をとりませんでした。

福島第一原発の事故は、度重なる警告を無視して引き起こされた人災です。

知事に伺います。「予想できなかった」とすることは、事実には反するものであり、事故の責任を免罪するものではないでしょうか、お答え下さい。

また、原発の「安全神話」とは、技術の欠陥などの「不都合な事実」を隠蔽しただけでなく、誰も責任をとらない体制こそ、その核心だと思います。原発に関わる議論を真に科学的で実証的なものに変えること、国民の命と安全を守る責任を果たすべき人がそれぞれの責任を果たすこと、それが福島第一原発事故の痛苦の体験を生かす道だと考えますが、お答えください。

東北電力・女川原子力発電所は、東日本大震災で被災しながら重大事故に至りませんでした。が、「毎日新聞」が報道したように、重大事故まで「紙一重」でした。外部電源四系統を地震によるショートで失いましたが一系統がかるうじて残ったこと、地下からの津波による浸水で2号機の冷却系統一系統を失いましたが、残った一系統でかるうじて冷却ができたこと、津波の襲来が引き潮のほぼピーク時で満潮時ではなかったことなど、いくつもの偶然が重なりました。国会事故調は、「幸運によるもの」だったと結論づけています。

ところが東北電力は、女川原発2号機の適合性審査を申請した二〇一三年十二月から、重大事故に至らなかったのは「備えがあった」からだという、事故調報告に反する冊子を配布しています。この冊子の特徴は、偶然に助けられたことや、警告を無視していたことなど、「不都合な事実」にはほおかむりしていることです。原子力安全・保安院と原子力安全委員会のダブルチェックが機能していなかったのに、女川原発だけ「備えがあった」かのように描くのは、新たな「安全神話」のねつ造といわざるをえません。そもそも東北電力は、存在していない機器を検査したとする「点検記録の不備」が発覚し、その報告には疑いが向けられており、今なすべきことは、信頼の回復ではないでしょうか。

知事に伺います。東北電力は、かかる冊子を配布することは中止し、規制委員会などの第三者機関による女川原発の健全性の検証を待つべきだと思いますが、いかがでしょうか。

大綱二点目は、原子力規制委員会と新規制基準についてです。

「安全神話」からの決別を期待されて原子力規制委員会が発足しましたが、「新規制基準」は、規制を後回しにして、原発再稼動のための手立てを講じるものになっています。

新規制基準は、過酷事故対策として、炉心損傷防止対策、格納容器破損事故防止対策、放射性物質放出抑制対策をあげていますが、そのすべてに問題があります。

炉心損傷防止対策について、新規制基準は、一炉あたり一万年に一回以下にすることを目標としています。先進国では十万年に一回以下です。「世界最高水準」どころか低水準です。

格納容器破損防止対策について、ヨーロッパでは航空機の墜落に備える二重格納容器、核燃料の溶融に備えるコアキャッチャーが標準装備になっていますが、新規制基準はどちらも要求していません。また、新規制基準は、水素爆発防止対策として静的触媒式水素再結合装置の設置を求め、女川原発2号機には二十基がとりつけられる計画になっていますが、一時間で処理できる水素は一基でわずか〇・五kg、二十基でもせいぜい十kgにすぎません。過酷

事故時に短時間で五百kgを超える水素ガスが発生することを考えれば、文字どおり焼け石に水で、水素爆発の防止には役立ちません。

放射能放出抑制対策についてですが、規制委員会は、格納容器の損傷防止のためベントを多用するという考え方に転換しました。これは放射能を閉じ込めるといふ格納容器の設計思想を放棄し、住民に被爆させる道に大きく転換したことを意味しています。ベント装置は、一九九四年頃から設置されていますが、福島第一原発ではベントに成功しませんでした。そこで新規制基準は、フィルターつきベントを設置して、放出される放射能を一千分の一以下にするとしています。東電が昨年十二月十六日、新潟県技術委員会に、六分の一にしか減らなかつた解析結果を報告しています。

以上に述べたように、新規制基準は、安倍総理の口癖Ⅱ「世界最高水準」どころか、世界のレベルにほど遠いのが実態です。知事はどのようにお考えでしょうか、伺います。

地震、津波などの自然災害について、新規制基準は基準地震動に過小評価があり、津波を構造物等で防げるかのように考えている問題がありますが、審査のやり方を定めている「審査ガイド」がまた問題です。「適切」な手法で「適切」に評価すると、「適切」という言葉の羅列で、いくらでも恣意的に解釈できるものになっています。鹿児島県の川内原発の審査で、火山の専門家が巨大噴火は予知できないと指摘しているのに、予知できるとする九州電力の言い分を認めたことは、再稼働のために「適切」な「審査ガイド」になっていることを露わにしました。

何よりも原子力規制委員会の致命的な欠陥は、重大事故時の「住民の確実な避難」に一切責任をもっていない点にあります。世界の原発事故防止の標準である「深層防護」は、五層目が「人的被害防止、環境回復」で、すなわち「住民の確実な避難」につとめることになっています。ところが規制委員会は、「原子力災害対策指針」を示すだけで、避難計画は地方自治体に丸投げし、避難計画の有効性を評価することは放棄しています。

従前の「原子炉立地審査指針」は、原発の敷地境界における全身被ばく線量の目安を定めていましたが、規制委員会はこれを新規制基準には引き継がず、事実上廃止しました。代わりに、重大事故時の放射能放出量を百テラベクレル以下に抑えるとしたましたが、これは目標値にすぎず、放射能の放出を事実上野放しにしまいました。

知事に伺います。原発が立地している宮城の県政は、原子力規制委員会や国に判断を任せられるのではなく、いまこそ地方自治の精神を大いに発揮することが求められているのではないのでしょうか。住民の命と安全を守る責務を負う知事には、原発の安全性を検証する努力を尽くすこと、実効性のある避難計画の策定に心を砕いていただきたいのですが、お答えください。

大綱三点目は、宮城県政の当面の原発行政の課題についてです。

女川原発は、東日本大震災で被災した原発ですから、再稼働に耐えられるかどうかの健全性の検証が重要です。ところが、点検記録の不備で、東北電力の資料の信頼性がゆらぎ、知

事が設置している「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」が足踏みしています。権限をもつ規制委員会に、点検記録問題を直接検査してもらい、しつかり検証すべきですが、いかがでしょうか。また、今年十月までとなっている「検討会」の設置期限は、当然延長すべきですが、お答えください。

規制委員会は、核燃料溶融に備える「コアキャッチャー」を設置しない代わりに、格納容器下部に水を張ることを求めています。かえって水蒸気爆発を引き起こす危険があります。女川原発2号機への設置はとりやめるよう、規制委員会に求めています。いかがでしょうか。

次に、重大事故時の放射能汚染拡散予測シミュレーションについてです。

政府は昨年4月、SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の使用をやめると言い出し、原発事故時の避難は放射能の実測にもとづいて行うとする考えを示しました。しかし、避難経路の割り出しをはじめ、各市町村の避難計画をより実効あるものにするために、原発立地道県で構成している「原発全国協議会」は、かねてからSPEEDIの活用を要望しています。

一月六日に北朝鮮が核実験を行ったため、政府は航空自衛隊の航空機に放射能をモニタリングさせましたが、その飛行経路をSPEEDIで割り出しました。核実験には使い、原発事故には使わないというのでは、誰も納得しません。

そこで日本共産党宮城県議団が一月二十五日に規制庁に陳情したところ、「自治体が希望するのであれば予測システムは使用できる」という回答がありました。東電は、DIANA（ダイアナ）という、独自の予測システムを開発しています。ぜひ県としてシミュレーションをやっていただきたいのですが、お答えください。

次に、原発重大事故時の避難計画を実効性のあるものにする取り組みについて伺います。県がガイドラインを示して、関係市町に避難計画の策定を求めています。当初の予定よりも大幅に遅れており、医療機関と介護施設で避難計画を策定したのも、宮城県保険医協会の調査では一ヶ所しかありませんでした。原発事故が発生した場合の住民の避難行動はどうしても広域的なものになりますから、県のイニシアチブが求められています。

そこで、伺います。

第一に、放射能による汚染をスクリーニングしたりする退役時検査所ですが、そこで避難者が滞留してしまえば、避難時間がどんどん延びます。できるだけ増やす必要があると思いますが、お答えください。

第二に、県外への広域避難に関わる他県との協議について、現状をご説明ください。原発事故に伴う避難は長期になるので、他の災害より避難所の一人あたり面積を大きくとる計画が必要だと思われませんが、お答えください。関連して、石巻市は二十七市町村に分散避難することになっていますが、連絡調整に県がもっと関与すべきではないかという意見がありま

すが、合せてお答えください。

第三に、避難者の誘導、避難先での住民への対応には、どの市町村も「マンパワーが足りない」と判断しています。この問題を、どのように考えているか、お示し下さい。

第四に、医療機関と介護施設の避難計画の策定状況をお答えください。障害者をはじめ避難行動要支援者には支援が必要で、とくに医療機関については全面的なバックアップが必要だと思われませんが、今後の取り組みをお聞かせ下さい。

第五に、避難のためのバスですが、必要な台数はいくらか、確保できるメドはあるのでしょうか、お答え下さい。

三十キ圏で最大の人口を有するのは石巻市ですが、在宅の要支援者が約七千人、介護施設が一九四〇床、入院病床は一五九三床、合計で避難行動要支援者は一人を超えます。小中学生の合計も一人を超えます。他の市町村も考えれば、県がバスを確保する協定の当事者にならざるをえないと思いますが、考え方をお聞かせください。

第六に、避難行動に関する県の交通シミュレーションについてです。放射能が流れていく方向に避難を指示する自治体はありません。どの方向にも避難できる前提の交通シミュレーションは、避難時間を過小評価しています。放射能汚染予測シミュレーションの結果にもとづいて、実際の避難行動に即した避難時間シミュレーションをやり直してほしいのですが、検討していただけでしょうか。

第七に、法制度の整備です。例えば、避難のためのバスですが、一般人の被ばく限度を超える放射能汚染がある環境に行くよう、民間人の運転手に命じることが困難です。原発事故時の避難を保障するために不十分であれば、国に積極的に働きかけていただきたいのですが、問題意識をお聞かせ下さい。

大綱四点目は、CO₂削減と再生可能エネルギーの開発・普及についてです。

昨年十一月二十六日、環境省が「二〇一四年度の温室効果ガス排出量」速報値を公表し、前年度と比べて三%減少したことが、たいへん話題を集めました。二〇一四度は、日本のすべての原発が停止しており、脱原発と温室効果ガス削減が両立することが事実で示されたからです。その要因は、省エネの進展、再生可能エネルギーの普及、CO₂が石油や石炭よりも少ない天然ガス火力の割合が増えたことで、今後の努力方向を示唆するものになっています。

十二月十三日、地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が採択され、政府が温室効果ガス排出総量の削減目標を定め、誠実にその達成をめざすことが問われています。

県は二〇一四年一月、新たな「宮城県の温室効果ガス排出削減に関する実行計画」を策定しましたが、目標が低いのではないかと指摘があります。もともと県は、以前から二〇一七年度に計画の見直しを予定していましたが、パリ協定をふまえて、新たな対応を考えなければならなくなっています。

そこで、主な事業所に温室効果ガス排出の状況と排出抑制計画の提出を求める、「計画書制度」を導入しては、いかがでしょうか。オフィスや商業施設など、数多くある民生業務用施

設での温暖化対策に有効です。

また、省エネ、森林の保護と拡大、省エネ家電の普及、断熱対策の勧めなど、個々の対策に数値目標をもつようにし、そのことを通じて計画の達成を担保しつつ、全体の目標を引き上げることを求めたいのですが、お答えください。

東北では石炭火力発電所の新設計画が相次いでいます。原発がなくても電気は十分なのに、電力会社がコストの安い石炭火力でもうけを増やそうとしているからです。4月からの電力小売自由化を前に、参入をめざす企業が石炭火力を新設する動きもあります。

関西電力と伊藤忠商事による仙台パワーステーションの計画は、法律で環境アセスを義務づけられている一・二五万キロワットをぎりぎりで下回る一・二万キロワットで、これは「アセス逃れ」そのものです。

国政でも地方政治でも、政治がルールをつくり、同じ条件下で事業者が競争するようにすれば、問題は解決できます。

そこで、小規模の石炭火力発電所に環境アセスを求める県条例の制定など、ルールづくりを検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

大綱五点目は、指定廃棄物と放射能のある廃棄物への対応についてです。

環境省による放射能の再測定で、指定廃棄物の量が当初の三分の一に減っていること、さらに専門家による試算で二年後には当初の七％に、十年後は五％に、三十年後には〇・二％になることが判明し、衝撃を与えました。分散保管の継続によってさらなる放射能の減衰をまつという道が、現実的なものとして浮かび上がってきています。

環境省は、従前の方針は変えないとしています。指定廃棄物最終処分場建設計画は、宮城、栃木、茨城、千葉、群馬の五県で完全にゆきづまっています。

知事が招集するきたる市町村長会議は、環境省の方針を前提にするのではなく、これまでの経過から検証し、今後の進め方を率直に意見交換する場にする必要があると思います。

同時に、一時保管の状況を改善する具体的な取り組みについて、環境省の方針を前提にしないで、議論を進める必要があります。市町村は、八千ベクレル以上もそれ以下も放射能のある汚染物を一体で取り扱い、国の責任で解決することを求めています。

農林系の汚染物を長期保管できる性状に変えることについて、市町村から提案がなされていますが、環境省が「最終処分」につながらないとダメだという態度をとっていることが障害になっています。

端的に伺います。知事は、市町村を説得するのではなく、市町村の要望と提案を実らせるために、環境省を説得する役割を果たしていただけないでしょうか。

あらためて特措法と基本方針の見直しを国に要望することを求め、壇上からの質問を終わります。